

東京大学優駿会会則（案）

平成 30 年 11 月 17 日改正

第 1 条 本会は東京大学優駿会と名づける。

第 2 条 本会は会員間の連絡、親睦ならびに斯学の向上発展を図ることをもって目的とする。

第 3 条 本会会員は東京大学農学部獣医学科・畜産学科・畜産獣医学科・獣医学専修・動物生命システム科学専修卒業生および獣医学専攻、畜産学専攻、畜産獣医学専攻、応用動物科学専攻の修了生、ならびに上記の組織に属するあるいはかつて属していた教職員とする。ただし、上記に該当しない者も役員会の推薦により本会員となることができる。

第 4 条 本会はつぎの事業を行う。

1. 年 1 回以上の例会の開催
2. 会員名簿の発行
3. 講演会、座談会などの開催
4. その他本会の目的達成に必要な事業

第 5 条 本会の経費は会員の会費による。

第 6 条 本会につぎの役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
幹 事	1 名
委 員	若干名

第 7 条 本会会長および副会長は東京大学大学院農学生命科学研究科獣医学専攻または応用動物科学専攻教授中の年長者がこれにあたる。幹事は原則、会長と同じ研究室の准教授がこれにあたる。委員は会長が委嘱した若干名の者があたる。

第 8 条 各卒業または修了年次毎に 1～2 名の連絡委員をおく。

第 9 条 会長は必要に応じ役員会を召集することができる。

第 10 条 本会事務所は幹事が所属する研究室内に置く。

第 11 条 会員会費の支払方法は別途定める。

附 則 本会則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。